

京都市観光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第106号

京都市観光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市観光駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「2,500円券11枚つづり」を「2,610円券11枚つづり」に、「25,000円」を「26,100円」に改め、同条第3項本文中「800円券2枚つづり」を「830円券2枚つづり」に、「1,200円」を「1,250円」に改め、同条第4項中「400円券11枚つづり」を「410円券11枚つづり」に、「4,000円」を「4,100円」に改める。

別表1備考以外の部分中「2,500」を「2,610」に、「800」を「830」に、「400」を「410」に、「1,000」を「1,040」に、「18,000」を「18,850」に改め、同表2備考以外の部分中「3,000」を「3,140」に、「1,000」を「1,040」に、「600」を「620」に、「1,200」を「1,250」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の京都市観光駐車場条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による駐車料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の駐車に係る駐車料金について適用し、施行日前の駐車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、施行日前に入場させ、かつ、施行日以後に退場させる車両の駐車料金については、改正後の規則別表（月ぎめの場合を除く。）の規定を適用する。

(経過措置)

- 5 施行日前にこの規則による改正前の京都市観光駐車場条例施行規則の規定により発行したバス回数駐車券、タクシー・ハイヤー回数駐車券及び自動二輪車回数駐車券（以下「回数券」という。）は、施行日以後においても使用することができる。
- 6 前項に規定する回数券を使用するときは、回数券の券面額と改正後の規則別表に掲げる金額との差額を納入しなければならない。

(建設局自転車政策推進室)